

平成13年度における独占禁止法第4章関係届出等の動向

平成14年5月29日
公正取引委員会

第1 平成13年度における合併・分割・営業譲受け等の動向

1 届出受理件数

(1) 合併

合併の届出受理件数は、127件（すべて国内の会社同士の合併であり、外国会社同士はなかった。）となっている。

(2) 分割

分割の届出受理件数は、20件（すべて国内の会社からの届出であり、外国会社からの届出はなかった。）となっている。

なお、分割に関する届出制度は、平成13年度から施行されたものである。

(3) 営業譲受け等

営業譲受け等の届出受理件数は、195件（国内の会社からの営業譲受け等193件、外国会社からの営業譲受け等2件。）となっている。

（注）1 合併、分割、営業譲受け等の届出は、いずれも一定規模を超える会社が当該行為を行う場合に義務付けられている（例えば、国内会社同士の合併については当事会社の中に総資産合計額が100億円を超える会社と総資産合計額が10億円を超える会社がある場合。）。

2 分割届出（共同新設分割及び吸収分割）の制度については、平成12年5月の法改正により新設され、平成13年度から施行された。

2 態様別

合併・分割・営業譲受け等の届出受理件数を態様別にみると、合併については、すべてが吸収合併であり、新設合併はなかった。分割については、総数20件のうち、5件が共同新設分割、15件が吸収分割であった。また、営業譲受け等については、総数195件のうち、181件が営業譲受け、14件が営業上の固定資産の譲受けであった。

3 総資産額別

合併・分割・営業譲受け等の届出受理件数を合併後、共同新設分割については新設後、吸収分割については承継後、営業譲受け等の行為後の総資産額別にみると、次のとおりである。

(1) 合併

総資産100億円以上500億円未満の合併が56件（全体の44.1%）と最も多く、以下、1000億円以上の合併が24件（同18.9%）、10億円以上50億円未満の合併が20件（同15.7%）と続いている（第1表）。

第1表 総資産額別合併届出受理件数

（単位：件，（ ）内は％）

総資産 年度	10億円未満	10億円以上 50億円未満	50億円以上 100億円未満	100億円以上 500億円未満	500億円以上 1000億円未満	1000億円以上	合 計
12	7 (4.1)	24 (14.1)	10 (5.9)	67 (39.4)	22 (13.0)	40 (23.5)	170 (100.0)
13	9 (7.1)	20 (15.7)	6 (4.8)	56 (44.1)	12 (9.4)	24 (18.9)	127 (100.0)

（注）1 総資産は、合併後である。

2 平成10年の独占禁止法改正により、親子会社を含めた総資産合計額を届出対象の基準としているため、合併後の会社の単体総資産が10億円以下となることがある。

第2表 総資産額別合併件数

消滅会社 存続会社	10億円未満	10億円以上 50億円未満	50億円以上 100億円未満	100億円以上 500億円未満	500億円以上 1000億円未満	1000億円以上 5000億円未満	5000億円以上	合 計
10億円未満	9	3	0	0	0	0	0	12
10億円以上 50億円未満	8	13	1	4	0	0	0	26
50億円以上 100億円未満	1	4	3	4	0	1	0	13
100億円以上 500億円未満	4	15	16	14	1	0	0	50
500億円以上 1000億円未満	0	1	2	2	0	0	0	5
1000億円以上 5000億円未満	0	2	3	1	3	5	0	14
5000億円以上	0	0	0	2	2	0	3	7
合 計	22	38	25	27	6	6	3	127

（注）3社以上の合併、すなわち消滅会社が2社以上である場合には、総資産が最も多い消滅会社を基準とした。

(2) 分割

ア 共同新設分割

総資産１０００億円以上と５０億円以上１００億円未満の共同新設分割がそれぞれ２件（それぞれ全体の４０．０％），１００億円以上５００億円未満の共同新設分割が１件（同２０．０％）となっている（第３表）。

第３表 総資産額別共同新設分割届出受理件数

（単位：件，（ ）内は％）

総資産 年度	１０億円未満	１０億円以上 ５０億円未満	５０億円以上 １００億円未満	１００億円以上 ５００億円未満	５００億円以上 １０００億円未満	１０００億円以上	合 計
１３	０ (0.0)	０ (0.0)	２ (40.0)	１ (20.0)	０ (0.0)	２ (40.0)	５ (100.0)

（注）１ 総資産は、共同新設分割後の新設会社のものである。

２ 合併等の届出基準と同様に親子会社を含めた総資産合計額等を届出対象の基準としているため、共同新設分割後の新設会社の単体総資産が１０億円以下となることがある。

第４表 総資産額別共同新設分割件数

承継会社 新設会社	１０億円未満	１０億円以上 ５０億円未満	５０億円以上 １００億円未満	１００億円以上 ５００億円未満	５００億円以上 １０００億円未満	１０００億円以上 ５０００億円未満	５０００億円以上	合 計
１０億円未満	０	０	０	０	０	０	０	０
１０億円以上 ５０億円未満	０	０	０	０	０	０	０	０
５０億円以上 １００億円未満	０	０	０	０	０	１	１	２
１００億円以上 ５００億円未満	０	０	０	０	０	１	０	１
５００億円以上 １０００億円未満	０	０	０	０	０	０	０	０
１０００億円以上 ５０００億円未満	０	０	０	０	０	０	２	２
５０００億円以上	０	０	０	０	０	０	０	０
合 計	０	０	０	０	０	２	３	５

（注） 承継会社（分割によりその営業の全部又は重要部分を承継させようとする会社。以下同じ。）

については、総資産が最も多い会社を基準とした。

イ 吸収分割

総資産１０００億円以上の吸収分割が５件（全体の３３．３％）と最も多く、以下、１００億円以上５００億円未満の吸収分割が４件（同２６．７％）、５００億円以上１０００億円未満の吸収分割が３件（同２０．０％）と続いている（第５表）。

第５表 総資産額別吸収分割届出受理件数

（単位：件，（ ）内は％）

総資産 年度	１０億円未満	１０億円以上 ５０億円未満	５０億円以上 １００億円未満	１００億円以上 ５００億円未満	５００億円以上 １０００億円未満	１０００億円以上	合 計
１３	１ (6.7)	２ (13.3)	０ (0.0)	４ (26.7)	３ (20.0)	５ (33.3)	１５ (100.0)

（注）１ 総資産は、吸収分割後の被承継会社のものである。

２ 合併等の届出基準と同様に親子会社を含めた総資産合計額等を届出対象の基準としているため、吸収分割後の被承継会社の単体総資産が１０億円以下となることがある。

第６表 総資産額別吸収分割件数

承継会社 被承継会社	１０億円未満	１０億円以上 ５０億円未満	５０億円以上 １００億円未満	１００億円以上 ５００億円未満	５００億円以上 １０００億円未満	１０００億円以上 ５０００億円未満	５０００億円以上	合 計
１０億円未満	０	０	０	０	０	１	０	１
１０億円以上 ５０億円未満	０	０	１	１	０	０	０	２
５０億円以上 １００億円未満	０	０	０	０	０	０	０	０
１００億円以上 ５００億円未満	０	０	０	２	０	１	１	４
５００億円以上 １０００億円未満	０	１	０	０	１	０	１	３
１０００億円以上 ５０００億円未満	０	０	０	０	０	１	２	３
５０００億円以上	０	０	０	１	０	１	０	２
合 計	０	１	１	４	１	４	４	１５

（注）２ ２社以上からの吸収分割、すなわち承継会社が２社以上である場合には、総資産が最も多い会社を基準とした。

(3) 営業譲受け等

総資産１０００億円以上の営業譲受け等が５９件（全体の３０．３％）と最も多く、以下、１００億円以上５００億円未満の営業譲受け等が５２件（同２６．６％）、１０億円未満の営業譲受け等が３１件（同１５．９％）と続いている（第７表）。

第７表 総資産額別営業譲受け等届出受理件数

（単位：件，（ ）内は％）

総資産 年度	１０億円未満	１０億円以上 ５０億円未満	５０億円以上 １００億円未満	１００億円以上 ５００億円未満	５００億円以上 １０００億円未満	１０００億円以上	合 計
１２	２３ (10.8)	３０ (14.1)	５ (2.3)	６５ (30.5)	２０ (9.4)	７０ (32.9)	２１３ (100.0)
１３	３１ (15.9)	２９ (14.9)	１０ (5.1)	５２ (26.6)	１４ (7.2)	５９ (30.3)	１９５ (100.0)

（注）１ 総資産は、営業譲受け等行為後の譲受け等会社のものである。

２ 合併等の届出基準と同様に親子会社を含めた総資産合計額等を届出対象の基準としているため、営業譲受け等の行為後の譲受け等会社の単体総資産が１０億円以下となることがある。

第８表 総資産額別営業譲受け等件数

譲渡等会社 譲受け等会社	１０億円未満	１０億円以上 ５０億円未満	５０億円以上 １００億円未満	１００億円以上 ５００億円未満	５００億円以上 １０００億円未満	１０００億円以上 ５０００億円未満	５０００億円以上	合 計
１０億円未満	３	１７	８	１１	４	０	６	４９
１０億円以上 ５０億円未満	０	６	３	５	０	１	０	１５
５０億円以上 １００億円未満	１	５	４	１	０	１	０	１２
１００億円以上 ５００億円未満	２	１６	３	１１	２	７	４	４５
５００億円以上 １０００億円未満	０	５	３	２	０	４	３	１７
１０００億円以上 ５０００億円未満	２	４	３	６	３	７	５	３０
５０００億円以上	０	６	３	７	２	４	５	２７
合 計	８	５９	２７	４３	１１	２４	２３	１９５

（注）２社以上からの営業譲受け等、すなわち営業譲渡等会社が２社以上である場合には、総資産が最も多い営業譲渡等会社を基準とした。

4 業種別

平成13年度の合併・分割・営業譲受け等の届出受理件数を業種別にみると、次のとおりである。

(1) 合併

合併届出受理件数を業種別にみると、卸・小売業が32件(全体の25.2%)、サービス業が25件(同19.7%)と多く、以下、製造業が23件(同18.1%)、金融・保険業が21件(同16.5%)と続いている(第9表)。

製造業の中では、機械業が6件、化学・石油・石炭業が5件と多くなっている。

第9表 業種別合併届出受理件数の推移

(単位：件、() 内は%)

業種別	12	13
農 林 ・ 水 産 業	0 (0.0)	0 (0.0)
鉱 業	0 (0.0)	0 (0.0)
建 設 業	10 (5.8)	5 (3.9)
製 造 業	37 (21.8)	23 (18.1)
食 料 品	2 (1.2)	2 (1.6)
織 維	0 (0.0)	0 (0.0)
木 材 ・ 木 製 品	3 (1.8)	0 (0.0)
紙 ・ パ ル プ	0 (0.0)	0 (0.0)
出 版 ・ 印 刷	3 (1.8)	2 (1.6)
化学・石油・石炭	7 (4.1)	5 (3.9)
ゴ ム ・ 皮 革	0 (0.0)	1 (0.8)
窯 業 ・ 土 石	5 (3.0)	0 (0.0)
鉄 鋼	0 (0.0)	1 (0.8)
非 鉄 金 属	1 (0.6)	2 (1.6)
金 属 製 品	3 (1.8)	3 (2.4)
機 械	13 (7.6)	6 (4.6)
そ の 他 製 造 業	0 (0.0)	1 (0.8)
卸 ・ 小 売 業	37 (21.8)	32 (25.2)
不 動 産 業	17 (10.0)	8 (6.3)
運 輸 ・ 通 信 ・ 倉 庫 業	13 (7.7)	10 (7.9)
サ ー ビ ス 業	26 (15.3)	25 (19.7)
金 融 ・ 保 険 業	27 (15.8)	21 (16.5)
電 気 ・ ガ ス 業	0 (0.0)	1 (0.8)
そ の 他	3 (1.8)	2 (1.6)
合 計	170 (100.0)	127 (100.0)

(注) 1 業種は、新設会社及び存続会社の業種によった。

2 「その他」は、新設会社及び存続会社が未営業又は休業中の場合である。

(参考)

平成13年度の合併届出受理件数のうち、行為後総資産が1000億円以上の届出は、24件となっており、業種別にみると、金融・保険業が12件と最も多くなっている。

行為後総資産1000億円以上の合併届出の業種別受理件数
(単位：件，()内は%)

業種別	年度	12	13
農林・水産業		0 (0.0)	0 (0.0)
鉱業		0 (0.0)	0 (0.0)
建設業		5 (12.5)	0 (0.0)
製造業		8 (20.0)	4 (16.7)
食料品		0 (0.0)	0 (0.0)
繊維		0 (0.0)	0 (0.0)
木材・木製品		1 (2.5)	0 (0.0)
紙・パルプ		0 (0.0)	0 (0.0)
出版・印刷		1 (2.5)	0 (0.0)
化学・石油・石炭		2 (5.0)	1 (4.2)
ゴム・皮革		0 (0.0)	0 (0.0)
窯業・土石		0 (0.0)	0 (0.0)
鉄鋼		0 (0.0)	0 (0.0)
非鉄金属		0 (0.0)	0 (0.0)
金属製品		0 (0.0)	2 (8.3)
機械		4 (10.0)	1 (4.2)
その他製造業		0 (0.0)	0 (0.0)
卸・小売業		5 (12.5)	4 (16.7)
不動産業		1 (2.5)	2 (8.3)
運輸・通信・倉庫業		2 (5.0)	0 (0.0)
サービス業		5 (12.5)	2 (8.3)
金融・保険業		14 (35.0)	12 (50.0)
電気・ガス業		0 (0.0)	0 (0.0)
その他		0 (0.0)	0 (0.0)
合計		40 (100.0)	24 (100.0)

(2) 分割

分割届出受理件数を業種別にみると、製造業が6件（全体の30.0%）、金融・保険業と運輸・通信・倉庫業がそれぞれ4件（同20.0%）と多く、以下、卸・小売業が3件（同15.0%）と続いている（第10表）。

製造業の中では、機械業が4件、化学・石油・石炭業が2件となっている。

第10表 業種別分割届出受理件数

（単位：件，（ ）内は％）

業種別 態様	分割合計			うち共同新設分割		うち吸収分割	
農 林 ・ 水 産 業	0	(0.0)		0	(0.0)	0	(0.0)
鉱 業	0	(0.0)		0	(0.0)	0	(0.0)
建 設 業	1	(5.0)		0	(0.0)	1	(6.7)
製 造 業	6	(30.0)		4	(80.0)	2	(13.3)
食 料 品	0	(0.0)		0	(0.0)	0	(0.0)
織 維	0	(0.0)		0	(0.0)	0	(0.0)
木 材 ・ 木 製 品	0	(0.0)		0	(0.0)	0	(0.0)
紙 ・ パ ル プ	0	(0.0)		0	(0.0)	0	(0.0)
出 版 ・ 印 刷	0	(0.0)		0	(0.0)	0	(0.0)
化学・石油・石炭	2	(10.0)		2	(40.0)	0	(0.0)
ゴ ム ・ 皮 革	0	(0.0)		0	(0.0)	0	(0.0)
窯 業 ・ 土 石	0	(0.0)		0	(0.0)	0	(0.0)
鉄 鋼	0	(0.0)		0	(0.0)	0	(0.0)
非 鉄 金 属	0	(0.0)		0	(0.0)	0	(0.0)
金 属 製 品	0	(0.0)		0	(0.0)	0	(0.0)
機 械	4	(20.0)		2	(40.0)	2	(13.3)
そ の 他 製 造 業	0	(0.0)		0	(0.0)	0	(0.0)
卸 ・ 小 売 業	3	(15.0)		1	(20.0)	2	(13.3)
不 動 産 業	2	(10.0)		0	(0.0)	2	(13.3)
運輸・通信・倉庫業	4	(20.0)		0	(0.0)	4	(26.7)
サ ー ビ ス 業	0	(0.0)		0	(0.0)	0	(0.0)
金 融 ・ 保 険 業	4	(20.0)		0	(0.0)	4	(26.7)
電 気 ・ ガ ス 業	0	(0.0)		0	(0.0)	0	(0.0)
そ の 他	0	(0.0)		0	(0.0)	0	(0.0)
合 計	20	(100.0)		5	(100.0)	15	(100.0)

（注）業種は、新設会社又は被承継会社の業種によった。

(参考)

平成１３年度の分割届出受理件数のうち、新設会社又は被承継会社の総資産が１０００億円以上の届出は、７件となっており、業種別にみると、金融・保険業が３件と最も多くなっている。

行為後総資産１０００億円以上の分割届出の業種別受理件数
(単位：件，() 内は%)

業種別	態様	分割合計			うち共同新設分割		うち吸収分割	
農 林 ・ 水 産 業		0	(0.0)		0	(0.0)	0	(0.0)
鉱 業		0	(0.0)		0	(0.0)	0	(0.0)
建 設 業		0	(0.0)		0	(0.0)	0	(0.0)
製 造 業		2	(28.6)		1	(50.0)	1	(20.0)
食 料 品		0	(0.0)		0	(0.0)	0	(0.0)
織 維		0	(0.0)		0	(0.0)	0	(0.0)
木 材 ・ 木 製 品		0	(0.0)		0	(0.0)	0	(0.0)
紙 ・ パ ル プ		0	(0.0)		0	(0.0)	0	(0.0)
出 版 ・ 印 刷		0	(0.0)		0	(0.0)	0	(0.0)
化 学 ・ 石 油 ・ 石 炭		0	(0.0)		0	(0.0)	0	(0.0)
ゴ ム ・ 皮 革		0	(0.0)		0	(0.0)	0	(0.0)
窯 業 ・ 土 石		0	(0.0)		0	(0.0)	0	(0.0)
鉄 鋼		0	(0.0)		0	(0.0)	0	(0.0)
非 鉄 金 属		0	(0.0)		0	(0.0)	0	(0.0)
金 属 製 品		0	(0.0)		0	(0.0)	0	(0.0)
機 械		2	(28.6)		1	(50.0)	1	(20.0)
そ の 他 製 造 業		0	(0.0)		0	(0.0)	0	(0.0)
卸 ・ 小 売 業		2	(28.6)		1	(50.0)	1	(20.0)
不 動 産 業		0	(0.0)		0	(0.0)	0	(0.0)
運 輸 ・ 通 信 ・ 倉 庫 業		0	(0.0)		0	(0.0)	0	(0.0)
サ ー ビ ス 業		0	(0.0)		0	(0.0)	0	(0.0)
金 融 ・ 保 険 業		3	(42.8)		0	(0.0)	3	(60.0)
電 気 ・ ガ ス 業		0	(0.0)		0	(0.0)	0	(0.0)
そ の 他		0	(0.0)		0	(0.0)	0	(0.0)
合 計		7	(100.0)		2	(100.0)	5	(100.0)

(3) 営業譲受け等

営業譲受け等届出受理件数を業種別にみると、卸・小売業が58件（全体の29.7%）、製造業が53件（同27.2%）と多く、以下、サービス業が30件（同15.4%）、金融・保険業が15件（同7.7%）と続いている（第11表）。

製造業の中では、機械業が21件、化学・石油・石炭業が13件と多くなっている。

第11表 業種別営業譲受け等届出受理件数の推移
（単位：件、（ ）内は%）

業種別	年度	12	13
農 林 ・ 水 産 業		0 (0.0)	0 (0.0)
鉱 業		0 (0.0)	0 (0.0)
建 設 業		2 (1.0)	4 (2.1)
製 造 業		48 (22.5)	53 (27.2)
食 料 品		6 (2.8)	6 (3.1)
織 維		1 (0.5)	0 (0.0)
木 材 ・ 木 製 品		0 (0.0)	1 (0.5)
紙 ・ パ ル プ		0 (0.0)	1 (0.5)
出 版 ・ 印 刷		0 (0.0)	1 (0.5)
化 学 ・ 石 油 ・ 石 炭		17 (8.0)	13 (6.7)
ゴ ム ・ 皮 革		0 (0.0)	2 (1.0)
窯 業 ・ 土 石		1 (0.5)	2 (1.0)
鉄 鋼		4 (1.9)	1 (0.5)
非 鉄 金 属		1 (0.5)	3 (1.6)
金 属 製 品		0 (0.0)	1 (0.5)
機 械		16 (7.5)	21 (10.8)
そ の 他 製 造 業		2 (1.0)	1 (0.5)
卸 ・ 小 売 業		65 (30.5)	58 (29.7)
不 動 産 業		6 (2.8)	3 (1.5)
運 輸 ・ 通 信 ・ 倉 庫 業		8 (3.8)	10 (5.1)
サ ー ビ ス 業		26 (12.2)	30 (15.4)
金 融 ・ 保 険 業		38 (17.8)	15 (7.7)
電 気 ・ ガ ス 業		1 (0.5)	0 (0.0)
そ の 他		19 (8.9)	22 (11.3)
合 計		213 (100.0)	195 (100.0)

(注) 1 業種は、営業譲受け等会社の業種によった。

2 「その他」は、営業譲受け等会社が未営業又は休業中の場合である。

(参考)

平成１３年度の営業譲受け等の届出受理件数のうち、行為後総資産が１０００億円以上の届出は、６０件となっており、業種別にみると、製造業が１７件と最も多くなっている。

行為後総資産１０００億円以上の営業譲受け等届出の業種別受理件数
(単位：件，（）内は％)

業種別 \ 年度	１２		１３	
農 林 ・ 水 産 業	0	(0.0)	0	(0.0)
鉱 業	0	(0.0)	0	(0.0)
建 設 業	1	(1.4)	1	(3.3)
製 造 業	15	(21.4)	17	(28.3)
食 料 品	2	(2.9)	1	(1.6)
織 維	0	(0.0)	0	(0.0)
木 材 ・ 木 製 品	0	(0.0)	1	(1.6)
紙 ・ パ ル プ	0	(0.0)	0	(0.0)
出 版 ・ 印 刷	0	(0.0)	0	(0.0)
化 学 ・ 石 油 ・ 石 炭	4	(5.7)	4	(6.7)
ゴ ム ・ 皮 革	0	(0.0)	1	(1.6)
窯 業 ・ 土 石	0	(0.0)	0	(0.0)
鉄 鋼	0	(0.0)	0	(0.0)
非 鉄 金 属	1	(1.4)	0	(0.0)
金 属 製 品	0	(0.0)	0	(0.0)
機 械	8	(11.4)	10	(16.7)
そ の 他 製 造 業	0	(0.0)	0	(0.0)
卸 ・ 小 売 業	11	(15.7)	12	(20.0)
不 動 産 業	0	(0.0)	2	(3.3)
運 輸 ・ 通 信 ・ 倉 庫 業	3	(4.3)	4	(6.7)
サ ー ビ ス 業	10	(14.3)	10	(14.3)
金 融 ・ 保 険 業	27	(38.6)	12	(20.0)
電 気 ・ ガ ス 業	0	(0.0)	0	(0.0)
そ の 他	3	(4.3)	1	(1.7)
合 計	70	(100.0)	59	(100.0)

5 形態別

平成13年度の合併・分割・営業譲受け等の届出受理件数を形態別にみると、次のとおりである。

(1) 合併

合併の形態別件数（消滅会社数でみた件数）は、196件であり、そのうち、水平合併が126件（全体の64.3%）で最も多く、以下、混合合併54件（同27.5%）、垂直合併16件（同8.2%）と続いている（第12表）。

（注） 消滅会社でみた件数とは、例えば、3社合併の場合は2社合併が2回行われたものとして集計した件数である。

第12表 消滅会社数でみた合併の形態別状況

（単位：件、（ ）内は%）

形態 年度	水平合併	垂直合併	混合合併				その他合併	合 計
			地域拡大	商品拡大	純粋	小計		
12	141 (63.0)	16 (7.1)	16 (7.1)	39 (17.4)	12 (5.5)	67 (30.0)	0 (0.0)	224 (100.0)
13	126 (64.3)	16 (8.2)	11 (5.6)	28 (14.3)	15 (7.6)	54 (27.5)	0 (0.0)	196 (100.0)

（注） 合併等の形態の分類は、次のとおりである。

- 1 水平：当事会社が同一市場において同種の商品又は役務を供給している場合
- 2 垂直：当事会社が購入者、供給者の関係を有している場合
- 3 混合：水平・垂直以外のすべての場合

地域拡大：同種の商品又は役務を異なる地域市場へ供給している会社間の合併、分割又は営業譲受け等

商品拡大：生産面又は販売面での関連はあるが、直接には競争関係にない商品又は役務を供給している会社間の合併、分割又は営業譲受け等

純粋：事業的関係がない会社間の合併、分割又は営業譲受け等

4 その他

組織変更：専ら合名会社、合資会社若しくは有限会社の組織を株式会社に変更し、又は株式会社の組織を有限会社に変更する目的で行う合併、分割又は営業譲受け等

券面額の変更：専ら株式会社がその発行している額面株式1株の金額を変更する目的で行う合併

分離独立：専ら会社が自己の営業等の一部を分離する目的で発行済株式の全部を取得して国内の会社を設立する場合における当該新会社が行う当該営業譲受け等

(2) 分割

分割の形態別件数（届出会社数でみた件数）は、37件であり、そのうち、水平関係が30件（全体の81.1%）で最も多く、以下、混合関係が4件（同10.8%）、垂直関係が3件（同8.1%）と続いている（第13表）。

（注） 届出会社数でみた件数とは、例えば、届出会社が3社ある場合は、2社の分割が2回行われたものとして集計した件数である。

第13表 届出会社数でみた分割の形態別状況

（単位：件，（ ）内は％）

年度	形態	水平 関係	垂直 関係	混合関係				その他 関係	合 計
				地域拡大	商品拡大	純粹	小計		
13		30 (81.1)	3 (8.1)	4 (10.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (10.8)	0 (0.0)	37 (100.0)
	うち 共同新設分割	5 (71.4)	2 (28.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	7 (100.0)
	うち 吸収分割	25 (83.4)	1 (3.3)	4 (13.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (13.3)	0 (0.0)	30 (100.0)

（注） 分割の形態は、当事会社の分割対象部分の関係をみており、その分類は、第12表の（注）と同じである。

(3) 営業譲受け等

営業譲受け等の形態別件数（譲渡等会社数でみた件数）は、199件であり、そのうち、水平関係が138件（全体の69.4%）で最も多く、以下、混合関係46件（同23.1%）、垂直関係15件（同7.5%）と続いている（第14表）。

（注） 譲渡等会社数でみた件数とは、例えば、2社からの営業譲受け等の場合は営業譲受け等が2回行われたものとして集計した件数である。

第14表 譲渡等会社数でみた営業譲受け等の形態別状況

（単位：件，（ ）内は％）

年度	形態	水平関係	垂直関係	混合関係				その他関係	合 計
				地域拡大	商品拡大	純粹	小計		
12		150 (66.7)	13 (5.8)	25 (11.1)	15 (6.6)	22 (9.8)	62 (27.5)	0 (0.0)	225 (100.0)
13		138 (69.4)	15 (7.5)	16 (8.0)	13 (6.5)	17 (8.5)	46 (23.1)	0 (0.0)	199 (100.0)

（注） 営業譲受け等の形態の分類は、第12表の（注）と同じである。

第2 平成13年度における株式保有の動向

1 会社の株式所有報告書提出件数

平成13年度において、独占禁止法第10条第2項の規定に基づき提出された株式所有報告書の件数（注）は、898件となっており、前年度の報告書提出件数804件に比べ、94件増加している（対前年度比11.7%増）。また、株式所有報告書の提出件数のうち、外国会社によるものは、51件であった。

（注） 株式所有報告の対象範囲は以下のア～ウいずれの要件にも該当する場合である。

ア 株式を所有する会社の総資産額が20億円を超え、かつ、自社、親会社及び子会社の総資産の合計額が100億円を超えること

イ 株式を所有される会社（株式発行会社）が、国内の会社の場合には総資産額、国外の会社の場合には国内売上高が10億円を超えること

ウ 株式発行会社の株式を、その発行済株式総数の10%、25%又は50%を超えて保有することとなること

2 総資産額別

平成13年度の国内会社の株式所有報告書の提出件数を総資産額別にみると、次のとおりである（第15表）。

第15表 総資産額別国内会社株式所有報告書提出件数

（単位：件、（ ）内は％）

総資産 年度	20億円超 50億円未満	50億円以上 100億円未満	100億円以上 500億円未満	500億円以上 1000億円未満	1000億円以上	合 計	外国会社によるもの
12	7 (0.9)	19 (2.5)	167 (21.9)	58 (7.6)	511 (67.1)	762 (100.0)	42
13	16 (1.9)	29 (3.4)	199 (23.5)	74 (8.7)	529 (62.5)	847 (100.0)	51

（注） 総資産は、提出会社（株式所有前）の総資産である。

(参考)

平成１３年度において提出された株式所有報告書のうち、総資産１０００億円以上のものについて業種別にみると、製造業が２１８件と、合計件数５２９件の約４割を占めている。

総資産１０００億円以上の株式所有報告書の業種別提出件数
(単位：件，()内は%)

業種別 \ 年度	12	13
農林・水産業	0 (0.0)	3 (0.6)
鉱業	0 (0.0)	1 (0.2)
建設業	21 (4.1)	10 (1.9)
製造業	264 (51.7)	218 (41.2)
食料品	15 (2.9)	13 (2.5)
繊維	3 (0.6)	0 (0.0)
木材・木製品	10 (2.0)	5 (0.9)
紙・パルプ	8 (1.6)	13 (2.4)
出版・印刷	4 (0.8)	2 (0.4)
化学・石油・石炭	34 (6.7)	45 (8.5)
ゴム・皮革	4 (0.8)	0 (0.0)
窯業・土石	7 (1.4)	7 (1.3)
鉄鋼	13 (2.5)	12 (2.3)
非鉄金属	9 (1.8)	4 (0.8)
金属製品	0 (0.0)	2 (0.4)
機械	143 (27.9)	97 (18.3)
その他製造業	14 (2.7)	18 (3.4)
卸・小売業	84 (16.4)	135 (25.5)
不動産業	17 (3.3)	30 (5.7)
運輸・通信・倉庫業	49 (9.6)	53 (10.0)
サービス業	20 (3.9)	22 (4.2)
金融・保険業	17 (3.3)	19 (3.6)
電気・ガス業	10 (2.0)	6 (1.1)
その他	29 (5.7)	32 (6.0)
合計	511 (100.0)	529 (100.0)

第3 平成13年度における持株会社設立等の動向

持株会社は、独占禁止法の規定により、持株会社及びその子会社の総資産の額の合計が3000億円を超える場合には、

- 1 毎事業年度終了後3か月以内に持株会社及び子会社の事業報告書を提出すること（第9条第6項）
 - 2 持株会社の新設について設立後30日以内に届け出ること（第9条第7項）
- が義務付けられている。

平成13年度において、上記1の独占禁止法第9条第6項の規定に基づき提出された持株会社等の事業報告書は7件であった（第16表）。また、上記2の第9条第7項の規定に基づく持株会社の設立の届出は7件であった（第17表）。

第16表 独占禁止法第9条第6項の規定に基づく報告書提出会社

会 社 名
(株)ダイエーホールディングコーポレーション
日本電信電話(株)
アクサ保険ホールディング(株)
タワー・エス・エイ
ファイザー・ホールディングスアイルランド
(株)みずほホールディングス
(株)日本ユニパックホールディング

第17表 独占禁止法第9条7項の規定に基づく届出会社

会 社 名
(株)札幌北洋ホールディングス
(株)日本ユニパックホールディング
(株)ユーエフジェイホールディングス
(株)三菱東京フィナンシャルグループ
(株)もみじホールディングス
(株)大和銀ホールディングス
三井トラスト・ホールディングス(株)

(注) (株)日本ユニパックホールディングについては、第1期決算を半年で行ったため、持株会社の設立の届出と持株会社等の事業報告書の提出が、平成13年度中に行われている。

資料

企業結合関係の届出件数の推移

年 度	持株会社等の 事業報告書	持株会社設立 届出書	株式所有報告 書	会社以外の者 の株式所有報告 書	合併届出受 理	分割届出受 理	営業譲受け 等届出受理
昭和22			(2)	(0)	(23)		(22)
23			(31)	(0)	(309)		(192)
24			(13)	(0)	(123)		(53)
			2,373	0	448		143
25			3,840	0	420		207
26			4,546	0	331		182
27			4,795	0	385		124
28			3,863	0	344		126
29			2,827	0	325		167
30			3,033	0	338		143
31			3,080	0	381		209
32			3,069	0	398		140
33			3,316	0	381		118
34			3,170	0	413		139
35			2,991	0	440		144
36			3,211	1	591		162
37			3,231	0	715		193
38			3,844	0	997		223
39			3,921	4	864		195
40			4,534	1	894		202
41			4,325	0	871		264
42			4,075	2	995		299
43			4,069	3	1,020		354
44			4,907	0	1,163		391
45			4,247	2	1,147		413
46			5,832	0	1,178		449
47			5,841	1	1,184		452
48			6,002	0	1,028		443
49			5,738	0	995		420
50			5,108	9	957		429
51			5,229	6	941		511
52			5,085	1	1,011		646
53			5,372	0	898		595
54			5,359	0	871		611
55			5,759	2	961		680
56			5,505	1	1,044		771
57			6,167	1	1,040		815
58			6,033	4	1,020		702
59			6,604	2	1,096		790
60			6,640	6	1,113		807
61			7,202	1	1,147		936
62			7,573	1	1,215		1,084
63			6,351	0	1,336		1,028
平成元			8,193	0	1,450		988
2			8,075	0	1,751		1,050
3			8,034	2	2,091		1,266
4			8,776	0	2,002		1,079
5			8,036	3	1,917		1,153
6			8,954	18	2,000		1,255
7			8,281	1	2,520		1,467
8			9,379	0	2,271		1,476
9	0	0	8,615	7	2,174		1,546
10	2	0	7,518	0	1,514		1,176
11	1	1	1,029		151		179
12	5	1	804		170		213
13	7	7	898		127	20	195

- (注) 1 ()内は認可件数である。
- 2 役員兼任の届出は、昭和28年に新設されたものであり、昭和27年度までの件数はない。
- 3 持株会社等の事業報告書の提出及び持株会社設立の届出は、平成9年の法改正により新設されたものであり、それ以前の件数はない。

4 株式所有報告書の裾切り要件（総資産額）は以下のとおり改正されている。

年度	裾切り要件（総資産額）
昭和24年	500万円超
28年	1億円超
40年	5億円超
52年	20億円超
平成10年	100億円超

- 5 平成10年改正前の独占禁止法では、会社が合併しようとする場合には、すべてあらかじめ公正取引委員会に届け出なければならないこととされていたが、改正後は、国内会社同士の合併については当事会社の中に総資産合計額が100億円を超える会社と総資産合計額10億円を超える会社がある場合、外国会社同士の合併については当事会社の中に国内売上高が100億円を超える会社と国内売上高10億円を超える会社がある場合に届け出なければならないこととされた。
- 6 平成10年改正前の独占禁止法では、会社が営業の全部又は重要部分の譲受け等しようとする場合には、すべてあらかじめ公正取引委員会に届け出なければならないこととされていたが、改正後は、総資産合計額が100億円を超える会社が、(1)総資産額10億円超の国内会社の営業の全部を譲り受ける場合、(2)国内の会社から対象部分の売上高が10億円超の営業の重要部分又は固定資産の全部若しくは重要部分を譲り受ける場合、(3)国内売上高10億円超の外国会社の営業の全部を譲り受ける場合、(4)対象部分に係る国内売上高が10億円超の外国会社の営業の重要部分又は固定資産の全部若しくは重要部分を譲り受ける場合に届け出なければならないこととされた。
- 7 分割の届出は、平成13年に新設されたものであり、平成12年度までの件数はない。

[参考]

認可及び承認の動向

1 大規模会社の株式保有

平成13年度において、独占禁止法第9条の2第1項第7号の規定により認可したもの及び同項第11号の規定により承認したものは、いずれもなかった。

2 金融会社の株式保有

平成13年度において、独占禁止法第11条の規定により認可した金融会社の株式保有件数は351件であり、そのうち、同条第1項ただし書の規定に基づくものは333件（銀行に係るもの233件、証券会社に係るもの31件、保険会社に係るもの63件、外国会社に係るもの6件）、同条第2項の規定に基づくものは18件（銀行に係るもの14件、証券会社に係るもの4件）であった。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局経済取引局企業結合課
(電話) 03—3581—5471 (代表) (内線) 2562
03—3581—3719 (直通)
ホームページ <http://www.jftc.go.jp>

